

農業振興地域整備基本方針

令和4年4月

和歌山県

農業振興地域整備基本方針 目次

はじめに

第1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	1
1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方	1
2	農用地等の確保のための施策の推進	2
3	農業上の土地利用の基本的方向	3
第2	農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置および規模に関する事項（指定予定地域）	5
第3	農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	10
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	10
2	農業地帯別の構想	10
3	広域整備の構想	12
第4	農用地等の保全に関する事項	13
1	農用地等の保全の方向	13
2	農用地等の保全のための事業及び活動	14
第5	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	15
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	15
2	農業地帯別の構想	15
第6	農業の近代化のための施設の整備に関する事項	18
1	重点作物別の構想	18
2	広域整備の構想	19
第7	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	20
1	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	20
2	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	20
3	農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	20
第8	第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	21
1	農業就業者の安定的な就業の促進の目標	21
2	農村地域における就業機会の確保のための構想	21
第9	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	22
1	生活環境施設の整備の必要性	22
2	生活環境施設の整備の構想	22

はじめに

農業振興地域整備基本方針（以下「基本方針」という。）は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第5条の規定により、本県における農業振興地域の指定及び市町村が定める農業振興地域整備計画の策定に際し、その基準ないし基準となるべき事項について、おおむね10年を見通して定めるものであり、令和2年12月に国の「農用地等の確保等に関する基本指針」が見直されたことに伴い、農振法第5条第1項の規定により、これまでの基本方針を変更するものである。

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1. 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的な考え方

（1）農用地等の確保に関する基本的な考え方

本県は山林が大部分を占めることから、傾斜地を活かした樹園地を主な生産基盤として、地域の気象条件等を踏まえた多様な作物が栽培されている。

果実の産出額が全体の6割以上を占めており、全国に比べて特異な構成となっている。令和元年ではみかん、うめ、かきが全国1位、ももが全国5位の産出額を誇り、果樹王国和歌山の地位を築いており、平成27年には400年にわたり高品質なうめを持続的に生産してきた「みなべ・田辺の梅システム」が国連食糧農業機関の世界農業遺産に、平成31年には「下津蔵出しみかんシステム」が、令和3年には「みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム」及び「聖地 高野山と有田川上流域の持続的農林業システム」が農林水産省の日本農業遺産に認定されている。

また、さやえんどう等の野菜や花き生産も盛んであり、冬期温暖な気候を活かした施設園芸等の集約型農業が展開されている。

しかしながら、傾斜地にある農地や狭小・不整形な農地が多く、また永年作物である果樹栽培が主体であるため貸借等による農地の流動化が進みにくいというえ、農業者の減少・高齢化も相まって荒廃農地が増加している。

本県の地域経済や雇用を支え、豊かな自然を守る大きな役割を担っている農業を、将来にわたって持続可能な、たくましい産業とするには、その生産基盤である農地を良好な状態で維持・保全し、その有効活用を図ることが重要である。

このため、立地条件に応じたきめ細かな農業生産基盤の整備等により生産条件の不利を解消し、意欲ある担い手に農地を集積・集約化していく。またICTやロボット技術等の先端技術の導入による高品質化、省力化、高収益化や、農業法人等の組織経営体の育成といった、和歌山県長期総合計画に即した農業振興施策を通じて本県農業の持続的な発展を図り、現状規模程度の農用地区域内農用地の確保を目指すものである。

（2）確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積の目標

確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積の目標年は令和12年とし、目標設定の基準年は令和元年とする。

令和元年の農用地区域内の荒廃農地（荒廃農地の発生・解消状況に関する調査における再生利用が可能な荒廃農地及び再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）を除く現況農地面積は、確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する調査から、28,971ha となっているが、ここ数年の農用地区域からの農地の除外や荒廃農地の発生のすう勢が今後も継続した場合、令和12年には27,392haに減少するものと予想される。

一方で、農業振興地域制度等の適切な運用や荒廃農地の発生防止施策の実施、荒廃農地の再生事業等により、1,115haの農地を確保することができると見込まれる。

よって、令和12年の確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積は、28,508haを目標とする。

なお、確保すべき農用地等（農用地区域内農地）の面積目標は、国の「農用地等の確保等に関する基本指

針」に示す「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準」をもとに算出した。

2. 農用地等の確保のための施策の推進

(1) 農業経営の基盤強化の促進に必要な施策の農用地区域における実施

農業振興地域は農業振興に関する施策を計画的に推進する地域であり、この農業振興地域のうち農用地区域は、農業生産の大宗を担う区域である。したがって、農業生産基盤整備事業等、農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策は、原則として農用地区域を対象として行うものとする。

(2) 農地の保全・有効利用

農地中間管理事業による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進、地域コミュニティによる活動や生産条件が不利な中山間地域等における営農の継続に対する支援、荒廃農地の再生利用活動への支援等により、荒廃農地の発生防止・解消を推進する。

特に、本県の過半を占める中山間地域等においては、中山間地域等直接支払制度により営農の継続や生産条件の不利を補正するための支援を推進する。

(3) 農業生産基盤の整備

農地中間管理機構等と連携を図りつつ、地域の特性に応じて、野菜や花き等の栽培に対応できる水田のほ場整備、園内道整備や傾斜緩和などの樹園地の整備、農業用排水施設の機能の維持増進等の生産基盤の整備を通じ、良好な営農条件を備えた生産性の高い農地づくりを推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

(4) 非農業的土地需要への対応

やむを得ず非農業的土地需要に対応するため、農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外を行う場合には、農用地区域内以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的な利用に支障が生じないことを基本とするとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2に基づき実施する基礎調査等に基づき行うものとする。

(5) 交換分合制度の活用

交換分合は、農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行う。

農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため、土地の所有者とその土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用するものとする。

(6) 公用施設又は公共用施設の整備と調整

国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、関係部局と緊密な情報交換を行うなど連携の強化に努め、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という法第16条に規定される国及び地方公共団体の責務にかんがみ、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

(7) 推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画の策定、変更にあたっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに県においては、県農林業団体、都市計画審議会、商工会連合会等関係団体を代表する者、市町村においては、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体及び集落代表者から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

(8) 農業振興地域整備計画の策定・変更手続き

農業振興地域整備計画の策定・変更にあたっては、農業振興地域整備計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町村の住民からの意見書の提出の機会を付与することにより手続きの公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

(9) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握にあたっては、法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等、デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

3. 農業上の土地利用の基本的方向

本県は紀伊半島の西南部に位置し、600km に及ぶ海岸線と、県土の約4分の3を占める森林地域からなり、温暖で降水量が多い気象条件や、京阪神の消費地に隣接した立地条件を活かし、古くから、果樹、野菜、花き・花木の栽培が盛んである。

また、関西国際空港や、京奈和自動車道の開通、高速道路の紀南延長など、交通体系の整備により産業の地方分散が期待されるとともに、近畿圏域への農産物の安定供給基地として果たす役割もますます拡大するものと思われる。

これまで石油、鉄鋼、化学等の基礎素材型産業が長らく県経済を牽引してきたが、AI、IoT など革新的な技術の進展により産業を取り巻く状況に劇的な変化が訪れようとする中、県経済を持続的に発展させるには、こうした変化に対応し県産業全体の高度化を図る必要がある。

こうした認識のもとで、各産業の発展を実現するためには、生鮮食料品を供給する優良農用地を確保しつつ、市街地、工場用地としての土地需要を始めとする、各種土地需要に応じた県土の総合的かつ計画的な利用の観点から、各地域の特性に立脚した秩序ある県土利用に努め、都市と調和した農村環境整備を推進する必要がある。

特に農業の基盤となる農用地は、和歌山市等紀北の拠点都市を中心とする他用途土地需要の増大に伴い、今後も減少するものと予測されるが、農業を振興する観点から、本県農業が目標とする収益性の向上と経営規模の拡大を図り、食料の安定的供給を確保するため、農業振興地域を対象に濃密な農業振興施策の展開を図りつつ現況規模程度の農用地の確保と、担い手農家への集積・集約化、その適正利用に努めるものとする。各農業地帯別の基本的な考え方は概ね次のとおりである。

(1) 紀北農業地帯

本地帯は都市化、工業化の影響を強く受け、非農業部門からの土地需要が最も多い地帯である。現状推移のままでは今後も相当程度の農地の転用が予測されるが、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化調整区域及び都市計画区域内の用途地域以外の農用地の確保に努める。

紀の川流域の平野部の田は、恵まれた土壌条件と相まって裏作利用も多く生産性が高いため、野菜作や施設園芸に対応できるほ場整備を進めることとする。

また、中山間部の田も、果樹園との一体的な利用を考慮し、果樹農家の複合化に資するよう野菜作や施設園芸に対応できるほ場整備を進める。傾斜地の果樹園については、園内道整備や傾斜緩和、交換分合等による集団化につとめ、生産性の高い樹園地としての利用を推進することとする。

(2) 有田農業地帯

本地帯は農用地に占める果樹園の割合が高く、特に傾斜地の温州みかんは高品質であり、日本農業遺産に認定されている産地である。

このため、引き続き厳選出荷や優良品種への改植、マルチ栽培などの生産対策を実施するとともに、園内道整備や傾斜緩和などの園地改良を進め、生産性の高い樹園地としての利用を推進することとする。

田については、野菜作や施設園芸に対応できるほ場条件の整備を進める。

(3) 日高農業地帯

本地帯は既成市街地周辺農地の改廃を除き、非農業部門からの土地需要は比較的弱く、総体として農業的色彩の濃い地帯である。さらに国営南紀用水事業や日高川総合開発による水利条件の整備や農用地造成により今後も農業の発展が期待される。

果樹園については、自然的条件、団地性等ほ場条件が比較的良好であり、生産性の高い樹園地としての利用を推進することとする。

特に、南部川流域の樹園地は、隣接する田辺地域とともに世界農業遺産にも認定されているうめ産地であり、今後も園地の保全に努めるものとする。

また、臨海部の段丘畑地は、平坦部の畑地や田と一体的に活用し、野菜花き栽培を中心としてその高度利用に努めることとする。

(4) 紀南農業地帯

本地帯のうち、会津川流域の果樹園については、生産性の高い樹園地としての利用を推進することとする。

また、会津川・富田川の各下流域の田は優良な条件を備え、裏作の利用が多く生産性も高いが、その他の地域の田畑については生産基盤や水利条件に恵まれず、効率的な利用は十分でない。

こうしたことから、野菜・花き等の栽培適地とみられる田においては、ほ場整備を進めて生産性を高めるとともに高収益作物の導入を図るものとする。

周辺山麓の林地については、肉用牛などの規模拡大に資するため、田における飼料作物の導入と相まって、混牧林地としての整備を図るよう努める。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

(指定予定地域)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (ha)	備考
紀北農業地帯	和歌山地域 (和歌山市)	和歌山市のうち都市計画法の市街化区域、都市計画法の臨港地区及び規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のために利用すべき地域(以下「森林地域」という。)を除く区域	総面積 7,085 農用地面積 3,059	
	海南地域 (海南市)	海南市のうち都市計画法の都市計画区域内の用途地域(以下「用途地域」という。)、都市計画法の臨港地区、港湾法の臨港地区及び森林地域を除く区域	総面積 8,177 農用地面積 2,620	
	紀美野地域 (紀美野町)	紀美野町のうち森林地域を除く区域	総面積 9,599 農用地面積 992	
	紀の川地域 (紀の川市)	紀の川市のうち用途地域及び森林地域を除く区域	総面積 16,583 農用地面積 6,013	
	岩出地域 (岩出市)	岩出市のうち森林地域を除く区域	総面積 2,132 農用地面積 573	
	橋本地域 (橋本市)	橋本市のうち用途地域及び森林地域を除く区域	総面積 6,370 農用地面積 1,691	
	かつらぎ地域 (かつらぎ町)	かつらぎ町のうち森林地域を除く区域	総面積 8,417 農用地面積 2,300	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (ha)	備考
	九度山地域 (九度山町)	九度山町のうち森林地域を除く区域	総面積 3,575 農用地面積 591	
	高野地域 (高野町)	高野町のうち自然公園法の国定公園の特別保護地区及び森林地域を除く区域	総面積 311 農用地面積 77	
地帯計			総面積 62,249 農用地面積 17,916	
有田農業地帯	有田地域 (有田市)	有田市のうち用途地域、都市計画法の臨港地区及び森林地域を除く区域	総面積 2,824 農用地面積 1,642	
	湯浅地域 (湯浅町)	湯浅町のうち都市計画法の臨港地区及び森林地域を除く区域	総面積 1,940 農用地面積 600	
	広川地域 (広川町)	広川町のうち森林地域を除く区域	総面積 3,413 農用地面積 577	
	有田川地域 (有田川町)	有田川町のうち用途地域及び森林地域を除く区域	総面積 16,001 農用地面積 2,641	
地帯計			総面積 24,178 農用地面積 5,460	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (ha)	備考
日高農業地帯	御坊地域 (御坊市)	御坊市のうち用途地域及び森林地域を除く区域	総面積 3,846 農用地面積 952	
	美浜地域 (美浜町)	美浜町のうち森林地域を除く区域	総面積 910 農用地面積 217	
	日高地域 (日高町)	日高町のうち森林地域を除く区域	総面積 4,447 農用地面積 627	
	由良地域 (由良町)	由良町のうち森林地域を除く区域	総面積 2,719 農用地面積 430	
	印南地域 (印南町)	印南町のうち森林地域を除く区域	総面積 7,681 農用地面積 1,014	
	みなべ地域 (みなべ町)	みなべ町のうち森林地域を除く区域	総面積 6,922 農用地面積 2,079	
	日高川地域 (日高川町)	日高川町のうち森林地域を除く区域	総面積 7,705 農用地面積 1,243	
地帯計			総面積 34,230 農用地面積 6,562	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模 (ha)	備考
紀南農業地帯	田辺地域 (田辺市)	田辺市のうち用途地域、都市計画法の臨港地区、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び森林地域を除く区域	総面積 22,114 農用地面積 3,380	
	白浜地域 (白浜町)	白浜町のうち用途地域、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び森林地域を除く区域	総面積 7,902 農用地面積 875	
	上富田地域 (上富田町)	上富田町のうち森林地域を除く区域	総面積 3,996 農用地面積 792	
	すさみ地域 (すさみ町)	すさみ町のうち自然公園法の国立公園の特別保護地区及び森林地域を除く区域	総面積 4,173 農用地面積 282	
	新宮地域 (新宮市)	新宮市のうち用途地域、都市計画法の臨港地区、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び森林地域を除く区域	総面積 2,656 農用地面積 286	
	那智勝浦地域 (那智勝浦町)	那智勝浦町のうち都市計画法の臨港地区、自然公園法の国立公園の特別保護地区及び森林地域を除く区域	総面積 3,283 農用地面積 453	
	古座川地域 (古座川町)	古座川町のうち森林地域を除く区域	総面積 1,488 農用地面積 278	
	串本地域 (串本町)	串本町のうち森林地域を除く区域	総面積 6,822 農用地面積 338	
地帯計			総面積 52,434 農用地面積 6,684	

県 計			総面積 173,091 農用地面積 36,622	
-----	--	--	-----------------------------------	--

* 出典：確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査（令和元年12月31日現在）に県の指定する農業振興地域の変更結果（令和2年12月31日現在）を踏まえて算定
 総面積…農業振興地域の総面積
 農用地面積…農業振興地域内の農用地（田・畑・樹園地・採草放牧地）面積

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1. 農業生産の基盤の整備及び開発の方向

本県における農業生産基盤の整備及び開発については、産業構造の高度化や高齢化に伴い農業就業人口が減少する状況下においては、土地の高度利用や水管理の合理化、労働生産性の向上、農業経営の多角化や規模拡大に対応するなど、地域農業の持続的な発展と農村の環境整備を図る観点から進める必要がある。

このため、小規模なほ場整備など地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備、既存の農業水利施設を有効活用した水利システムの自動化や長寿命化対策を実施するとともに、スマート農機等省力機械が導入可能な園地改良を促進するなど営農の省力化と労働生産性が向上可能な優良な農地づくりを進める。また、危険度の高いため池改修を加速的に推進するなど、災害予防・減災のための基盤づくりを推進する。

なお、これらの整備を進めるにあたっては、自然環境や生物多様性の保全に配慮するものとする。

2. 農業地帯別の構想

(1) 紀北農業地帯

ア 田の整備

① 紀の川流域のほ場整備、用排水施設の整備を進め、用水の合理化と水管理の省力化及び田の高度利用を図る。

また、既存の用水施設について、機能診断に基づいた適正な保水管理をとおして、安定的な用水確保を図る。

② ほ場整備を進め、営農の効率化と省力化を図るとともに、野菜や花き等の栽培にも対応できるようにする。

③ 急傾斜地帯の田にあつては農道、用排水施設の整備を進め営農の省力化と有効利用を図る。

イ 畑の整備

① ほ場整備を進め施設園芸への対応を図るとともに、機械導入による省力化を図る。

② 畑地かんがい施設の整備を図り、生産性や品質の向上を図る。

③ 急傾斜地帯にあつては、園地の立地条件に応じた整備を進め、省力化による集約栽培を推進する。

ウ 樹園地の整備

① 農道の設置と農地の集積により、営農効率の向上を図る。

② 周辺山林との調整を図りつつ傾斜緩和を図り、果樹農業振興計画の栽培目標に従い推進するものとする。

③ 園内道の整備など園地の立地条件に応じた整備を進め、営農の省力化を図る。

(2) 有田農業地帯

ア 田の整備

① 有田川流域の用排水施設などの基盤整備を進め、用水の合理化と水管理の省力化及び田の高度利用を図る。

② ほ場は小型機械の導入を可能とする条件を基準とし、野菜や花き等の栽培にも配慮する。

③ 急傾斜地帯の田にあつてはほ場の立地条件に応じた整備を進め営農の省力化と有効利用を図る。

イ 畑の整備

① 用排水施設などの整備を進め施設園芸への対応を図るとともに、機械導入による省力化を図る。

② 畑地かんがい施設の整備を図り、生産性や品質の向上を図る。

③ 急傾斜地帯にあつては、園地の立地条件に応じた整備を進め、省力化による集約栽培を推進する。

ウ 樹園地の整備

① 園地内農道をはじめとする各種農道網の整備と、営農形態に応じたかんがい施設の整備を進め省力化

及び品質の向上を図る。

- ② 傾斜地果樹園の基盤整備を図り、果樹農業振興計画の栽培目標に従い、生産性の高い樹園地として利用を推進する。
- ③ 園内道の整備など園地の立地条件に応じた整備を進め、営農の省力化を図る。

(3) 日高農業地帯

ア 田の整備

- ① 日高川流域のほ場整備、用排水施設の整備を進め、用水の合理化と水管理の省力化及び田の高度利用を図る。
- ② ほ場は小型機械の導入を可能とする条件を基準とし、野菜や花き等の栽培にも配慮する。
- ③ 急傾斜地帯の田にあっては、ほ場の立地条件に応じた整備を進め営農の省力化と有効利用を図る。

イ 畑の整備

- ① ほ場整備を進め施設園芸への対応を図るとともに、機械導入による省力化を図る。
- ② 畑地かんがい施設の整備を図り、生産性や品質の向上を図る。
- ③ 急傾斜地帯にあっては、園地の立地条件に応じた整備を進め、省力化による集約栽培を推進する。

ウ 樹園地の整備

- ① 園地の立地条件に応じた整備とかんがい施設の整備を進め省力化を図る。
- ② 周辺山林との調整を図りつつ傾斜緩和を図り、果樹農業振興計画の栽培目標に従い推進するものとする。
- ③ 園内道の整備など園地の立地条件に応じた整備を進め、営農の省力化を図る。

(4) 紀南農業地帯

ア 田の整備

- ① 富田川流域の農地の集積、用排水施設の整備を進め、水管理の省力化及び田の高度利用を図る。
- ② ほ場は小型機械の導入を可能とする条件を基準とし、野菜や花き等の栽培にも配慮する。
- ③ 急傾斜地帯の田にあってはほ場の立地条件に応じた整備を進め営農の省力化と有効利用を図る。

イ 畑の整備

- ① ほ場整備を進め施設園芸への対応を図るとともに、機械導入による省力化を図る。
- ② 畑地かんがい施設の整備を図り、生産性や品質の向上を図る。
- ③ 急傾斜地帯にあっては、園地の立地条件に応じた整備を図り、省力化による集約栽培を推進する。

ウ 樹園地の整備

- ① 農道の整備とかんがい施設の整備を進め省力化を図る。
- ② 周辺山林との調整を図りつつ傾斜緩和を図り、果樹農業振興計画の栽培目標に従い推進するものとする。
- ③ 小団地でのほ場整備を進め営農の省力化を図る。
- ④ 園内道の整備など園地の立地条件に応じた整備を進め、営農の省力化を図る。

3. 広域整備の構想

(1) 用排水改良

① 用水改良

農作物の品質向上や農地の汎用化等による生産性向上には農業用水の安定供給が不可欠であり、既存水路の有効活用や長寿命化・高度化整備が重要である。基幹水利施設については施設の機能診断を実施し、その結果に基づき水路の保全計画を策定、計画的な整備を行うこととし、末端施設については地域の実情に応じたきめ細やかな整備を行う。

② 排水改良

農業生産の維持や農業経営安定のため、既存の排水施設の機能診断を実施し、その結果に基づき水路の保全計画を策定、計画的な整備を行う。

また、紀の川中・下流域では国営総合農地防災事業「和歌山平野地区」により排水対策を講じる。

その他排水不良地帯にあっては、広域的な見地に立った、排水施設の整備に努めるとともに客土等を併せて実施することにより農地の汎用化を図る。

(2) 農道の整備

広域な生産地域の形成に対応し、地域内の生産から集出荷・流通までの作業を一貫的に行うことを目的として農道の整備を図る。

また、傾斜緩和が困難な急傾斜園地においては、きめ細かい農道網整備を推進する。

第4 農用地等の保全に関する事項

1. 農用地等の保全の方向

農用地等は、農産物の生産基盤であると同時に、農業生産活動を通じて発揮される国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、世界農業遺産や世界遺産などの良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を有しており、農用地等を有効利用し、農業生産活動の維持、継続を図る保全活動により、これらの機能を発揮することは、農村社会の維持・増進、及び防災の観点からも重要である。

このことから、農用地等の保全・管理、効率的かつ安定的な経営体への集積・集約化、農業生産基盤の整備等の施策を通じ、荒廃農地の発生防止に努め、さらには荒廃農地の解消を促進する。

具体的には、適切な農業生産活動が行われるよう農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等における支援、多様な主体の参画による地域ぐるみでの農道や農業用施設等の保全管理体制への支援、認定農業者など中核となる担い手への農地集積の支援、鳥獣害対策等により荒廃農地の発生防止とその解消を推進するものとする。

(1) 紀北農業地帯

本地帯は、主に紀の川下流域の水田地帯と上流域の傾斜地果樹園からなり、担い手の減少や兼業化が進んでいるが、利便性の良い水田等の農用地については、農地中間管理機構等により認定農業者等の担い手への集積・集約化や作業受委託の促進等を図るとともに、傾斜地果樹園については、立地条件に応じたきめ細やかな整備や労働生産性が向上する技術の導入、中山間地域等直接支払制度等の活用により、荒廃農地の発生防止と農地の集積・集約化を推進する。

また、平坦地における既荒廃農地等については、農業生産基盤の再整備、体験農園の活用等により、荒廃農地の解消を促進する。

(2) 有田農業地帯

本地帯は、本県の温州みかんの主産地であり、農用地の多くが傾斜地果樹園であることから、畑地かんがい施設等の既存ストックの保全を図るとともに、立地条件に応じたきめ細やかな整備や労働生産性が向上する技術の導入、中山間地域等直接支払制度等の活用により、荒廃農地の発生防止と農地の集積・集約化を推進する。

また、平坦地における既荒廃農地等については、農業生産基盤の再整備、体験農園の活用等により、荒廃農地の解消を促進する。

(3) 日高農業地帯

本地帯は、日高川及び南部川の各下流域においては比較的平坦地が多く、本県の花きや野菜の主産地であり、農用地のほとんどが平坦地または緩傾斜地であることから、農地中間管理機構等による認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化や作業受委託の促進等を図るとともに、ほ場整備等の生産基盤の整備による生産条件の改善により、荒廃農地の発生防止と農地の集積・集約化を推進する。

主要河川の上流域については、うめや温州みかん等の傾斜地果樹園となっており、園内道整備や傾斜緩和などの園地改良や労働生産性が向上する技術の導入、中山間地域等直接支払制度等の活用により、荒廃農地の発生防止と農地の集積・集約化を推進する。

また、平坦地における既荒廃農地等については、農業生産基盤の再整備、体験農園の活用等により、荒廃農地の解消を促進する。

(4) 紀南農業地帯

本地帯は、水利条件に恵まれない等の生産条件が不利な農用地が多いが、比較的條件の良い農用地については、冬季の温暖な気候を活用した施設園芸の推進に加え、農地中間管理機構等による認定農業者等の担い手への集積・集約化を図るとともに、立地条件に応じたきめ細やかな整備による生産条件の改善や中山間地域等直接支払制度等の活用により、荒廃農地の発生防止と農地の集積・集約化を推進する。

さらに、平坦地における既荒廃農地等については、農業生産基盤の再整備、体験農園・放牧地としての活用等により、荒廃農地の解消を促進する。

2. 農用地等の保全のための事業及び活動

本県では農用地の6割以上が傾斜地に位置しているため、優良な農用地を保全するには、平坦地に併せて傾斜地での保全対策も重要となる。このため、以下にあげる取組を積極的に展開し農用地等の保全に努めるものとする。

(1) 農業生産基盤の整備

中山間地域等の営農実態に即した小区画ほ場整備や、農業用排水施設の維持・改良を図るための整備、機械化や省力化を可能とする農道整備やほ場整備、樹園地の傾斜緩和等を積極的に実施し、良好な営農条件を有する農用地の確保に努める。

また、老朽化したため池を集中的に改修し、災害の未然防止と農業用水の安定供給を図る。

(2) 荒廃農地の発生防止

中山間地域等において生産条件の不利性を補正しつつ、集落協定等農家間の相互扶助や、多様な主体による農地・農業用施設等の保全管理や質的向上を図る取組、農地の長期利用貸借の支援等により農業生産活動の継続を支援する。

(3) 荒廃農地の解消

地域営農活動や土砂災害に対する悪影響が懸念される荒廃農地を解消し、農用地としての再利用を促進するために必要な再整備を支援するとともに、再整備された農用地の地域農業の担い手等への集積・集約化を促進する。

(4) 保全活動を支援する技術指導

農用地の保全活動を側面的に支援するため、省力化に資する技術開発と普及に加え、省力化栽培が可能な有利作物の導入等を支援する。

(5) 鳥獣害対策の推進

有害鳥獣の捕獲、狩猟者の育成、防護柵の設置等の鳥獣害対策を強化するとともに、捕獲した鳥獣の食肉利用を促進する。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

(1) 農地の集積・集約化の推進

集落や地域での話し合いにより、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための実質化された人・農地プランの作成を関係機関が連携して支援するとともに、農地中間管理機構と本県が独自に各地域へ設置した農地活用協議会が連携して情報の収集・提供体制を強化し、農地の流動化を促進することにより、担い手への農地の集積・集約化を図る。

また、利用権設定を中心とした農地の流動化を促進するため、農業経営基盤強化推進事業による各種対策を推進する。

(2) 農地の効率的かつ総合的な利用の促進

集約型農業の推進を基本に、果樹・野菜・花きの複合経営の推進による経営の安定化、営農の省力化を図る。

このため、農業経営基盤強化促進法に基づく各種事業を活用し、産地の維持・拡大や有利作物の導入、施設化の推進に加え、農業従事者の高齢化や担い手不足に対応した基盤整備や省力化技術の導入、農作業の共同化、耕種農家と畜産農家との連携強化による地力の維持増進などを行うことにより、農業経営の規模拡大と農用地等の効率的かつ総合的な利用を促進するものとする。

2. 農業地帯別の構想

(1) 紀北農業地帯

市場性の高いかき、ももを中心として、すもも、キウイフルーツ、いちじく等の落葉果樹と温州みかん、はっさく、不知火、清見等の柑橘類といった多様な品種・品目の果樹間複合経営の振興を図るとともに、園地の若返りや優良品種の導入を進め、高品質安定生産を目指す。温州みかんが主体の地域においては、普通種の貯蔵みかんを中心に優良中晩柑類を組み合わせ、バランスのとれた産地づくりを目指す。また、紀の川河口部では、露地栽培と施設栽培とを組み合わせた都市近郊型の農業の振興を図るとともに、紀の川流域では、水田の裏作として土地利用型の露地野菜や施設導入による高集約型野菜の振興を図る。

肉用牛については、県産ブランド牛「熊野牛」及び「紀州和華牛」の生産拡大及び品質向上を図り、経営の安定に努める。また、採卵鶏については、近畿圏での採卵供給地として経営の合理化を図り、安定した採卵の供給に努める。

本地帯における基幹作物は、かきやもも、温州みかん等の果樹、キャベツ、はくさい、たまねぎ、だいこん、にんじん、しょうが、いちご、きゅうり、トマト、軟弱野菜、並びにスプレイぎくやはばたん、緑化木等の花き類とする。

(2) 有田農業地帯

恵まれた立地条件と高い技術を背景に、柑橘の銘柄産地としての地位を築いてきた本地帯においては、労力分散と規模拡大のため温州みかんの施設・極早生・早生・普通の構成比率の見直しや、優良品種の導入、マルチ栽培等により高品質果実の生産を進めるとともに、農業遺産への新規認定を契機とした PR 活動により、ブランド化を進め消費拡大に繋げる。また、野菜では、中山間地を中心にししとうなど果菜類の夏秋どりの産地づくりを進めるとともに、花きでは、災害に強い施設の導入と高品質花き生産のための施設整備により周年供給産地づくりを進める。

畜産においては、県産ブランド「紀州和華牛」の生産拠点として、生産拡大及び品質向上を図り、経営の安定に努める。

本地帯における基幹作目は、柑橘類を中心にした露地及び施設による果樹、トマト及びししとう等の野菜、スプレイぎく、ばら、洋ラン、スイトピー、千両及び花木等の花き類、ブロイラーとする。

(3) 日高農業地帯

柑橘産地においては、温州みかんの高品質生産を進めるとともに、温暖な地域特性を活かし、完熟栽培や貯蔵施設を活用した長期出荷により越年はっさくや不知火等の特色ある中晩柑山地を育成する。みなべ町とその周辺地域で特産のうめについては、高品質安定生産を進めるとともに、低樹高化やスマート農機の導入による省力化を図る。野菜については、災害に強い施設の導入を進めながら、ミニトマトでは省エネ化と環境制御技術等の導入による高収益化を図るとともに、えんどう類では省力的な品種の導入を進める。花きについては、災害に強い施設の導入を進めるとともに、需要動向に即した新品目・新品種の導入を進め、産地の振興を図る。

本地帯における基幹作目は、温州みかん、中晩柑及びうめ等の果樹、えんどう、キャベツ及びブロッコリー等の露地野菜、トマト及びきゅうり等の施設野菜、スターチス、宿根かすみそう、ガーベラ及びスイトピー等の施設花き、採卵鶏、ブロイラー、肉用牛とする。

(4) 紀南農業地帯

温暖な気象条件と観光資源に恵まれた本地帯においては、うめ、温州みかんの栽培が盛んな地域については日高農業地帯と同様に、高品質安定生産と省力化を図るほか、引き続き、地域に立脚した多彩な園芸産地の推進に努め、地産地消型産地の育成を図る。

本地帯における基幹作目は、うめ、温州みかん及び中晩柑等の果樹、レタス、えんどう及びいちご等の野菜、宿根かすみそう、スターチス及びガーベラ等の花き、肉用牛とする。

目標とすべき主な営農類型を例示すると次のとおりである。

適応地域	営農類型(作付体系)	経営規模	作物別生産規模	農業従事者
紀北	野菜+果樹+水稲 (80a)	水田 30a	水稲 30a	主たる従事者=1人 補助従事者 =2人 雇用 =1人
		樹園地 20a	いちじく 20a	
		ハウス 30a	いちご(ハウス) 30a	
	果樹間複合 (155a)	樹園地 155a	かき 120a	主たる従事者=1人 補助従事者 =2人
			すもも 35a	
	果樹間複合 (120a)	樹園地 120a	かき 30a	主たる従事者=1人 補助従事者 =2人
			もも 60a	
温州みかん 30a				
柑橘専作 (250a)	樹園地 250a	極早生みかん 20a	主たる従事者=1人 補助従事者 =2人 雇用 =1人	
		早生みかん 55a		
		普通みかん 130a		
		清美 20a		
		はっさく 25a		
花き+水稲 (85a)	水田 45a ハウス 40a	水稲 45a	主たる従事者=1人 補助従事者 =2人 雇用 =2人	
		スプレイぎく(ハウス) 40a		
野菜専作 (100a)	普通畑 60a ハウス 40a	だいこん 60a	主たる従事者=1人 補助従事者 =2人 雇用 =2人	
		にんじん 50a		
		しょうが(ハウス) 20a		
		軟弱野菜(ハウス) 20a		

適応地域	営農類型(作付体系)	経営規模	作物別生産規模	農業従事者
有田	柑橘専作 (320a)	樹園地 320a	早生みかん(マルチ) 35a 極早生みかん 55a 早生みかん 100a 普通みかん 110a 清見 10a はっさく 10a	主たる従事者=1人 補助従事者=2人 雇用=1人
	柑橘専作 (175a)	樹園地 145a ハウス 30a	早生みかん 100a 清見 25a 不知火 20a みかん(ハウス) 30a	主たる従事者=1人 補助従事者=2人
	柑橘+花き (140a)	樹園地 120a ハウス 20a	早生みかん 120a スプレイぎく(ハウス) 20a	主たる従事者=1人 補助従事者=2人 雇用=1人
日高・紀南	野菜+水稲 (1,130a)	水田 1,100a ハウス 30a	水稲 1,100a きゅうり(促成) 30a ねぎ(ハウス) 5a	主たる従事者=1人 補助従事者=2人 雇用=2人
	果樹+野菜+水稲 (220a)	樹園地 165a ハウス 20a 水田 35a	うめ(青梅) 55a うめ(漬梅) 110a うすいえんどう(ハウス) 20a 水稲 35a	主たる従事者=1人 補助従事者=2人 雇用=1人
	果樹間複合 (200a)	樹園地 200a	すもも 20a うめ(青梅) 50a うめ(古城) 20a 極早生みかん 60a 早生みかん 50a	主たる従事者=1人 補助従事者=2人 雇用=1人
	果樹専作 (220a)	樹園地 220a	うめ(漬梅) 200a うめ(小梅漬梅) 20a	主たる従事者=1人 補助従事者=2人 雇用=1人
	花き専作 (35a)	ハウス 35a	スターチス・シヌアータ(ハウス) 15a ガーベラ(ハウス) 10a トルコギキョウ(ハウス) 10a	主たる従事者=1人 補助従事者=2人
	花き+野菜 (100a)	ハウス 80a	スターチス・シヌアータ(ハウス) 80a 小玉すいか 20a	主たる従事者=1人 補助従事者=3人 雇用=1人
	野菜+水稲 (100a)	水田 60a 普通畑 10a ハウス 30a	水稲 60a なす 10a いちご(ハウス) 20a いちご苗(ハウス) 10a	主たる従事者=1人 補助従事者=2人
	繁殖牛+花木 (100a)	樹園地 100a 繁殖牛 25頭	しきみ 100a 繁殖牛 25頭	主たる従事者=1人 補助従事者=2人

出典：「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」(平成26年5月 和歌山県)

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

本県農業の持続的な発展を図るため、農業者の減少や高齢化に対応した農業の省力化や軽作業化を進めるとともに、消費者ニーズを的確に反映した「安全・安心で高品質な農産物の生産」と「環境と調和した収益性の高い農業」を推進することが必要である。

このため、農用地の計画的利用や農業生産基盤整備と相まって、ICT、ロボット等の先端技術や高性能な機械・施設の導入等により生産性の向上を図るとともに、農産物の流通、加工施設等の計画的配置・整備を促進する必要がある。

1. 重点作物別の構想

(1) 水 稲

農業従事者の高齢化等や兼業化が進展する中で、省力化・低コスト化を進め効率的な水稻生産の実践を図り、JA出資法人や規模拡大を図る生産者への農地の流動化、作業委託を推進するため、共同育苗施設や共同利用機械など地域の実情に即した合理的な整備を進める。

(2) 果 樹

最近の多様な需要動向に対し商品価値向上のため、果実の糖、酸を非破壊で測定できる光センサー式選果機を活用した厳選出荷の取組やAI（人工知能）を活用した傷み果排除ロボットの導入などによる集出荷体制の高度化・省力化を推進するとともに、冷風貯蔵施設等の整備による長期出荷の促進と流通経費の低減に努める。また、加工による高付加価値化、6次産業化を推進するため、海外市場をターゲットに見据え、国際的に通用するGAP（農業生産工程管理）や加工施設のHACCP（食品衛生管理基準）の認証取得とこれに対応した施設整備を進める。

(3) 野 菜

野菜生産の拡大と競争力の高い産地づくりを進めるため、施設園芸では災害に強いハウスづくりを進めるとともに、環境制御技術の導入による高品質化・高収益化及び省エネ機器の導入による省エネ化を進める。露地栽培では機械化一貫体系及び共同育苗施設による省力化・効率化を進め、生産規模拡大を図る。

また、加工・業務用需要に対応した産地育成のため、機械化や通いコンテナの導入、育苗施設や集出荷施設の整備を進める。

(4) 花き・花木

花き生産の拡大と競争力の高い産地づくりを進めるため、施設の高度化並びに環境制御等ICT技術や高温対策技術の導入による高品質化・高収益化、省エネ機器導入による省エネ化及び共同育苗体制の構築による省力化につながる機械設備の整備を進める。

(5) 畜 産

①乳 牛

乳製品の需要の変化に対応した安定的な酪農経営を図るため、施設の改善及び機械導入による飼養管理の省力化、粗飼料の生産利用を促進し、ある程度の規模拡大や合理的な省力飼養管理方式（フリーバーン・ミルクキングパーラー方式等）への転換、牛群検定の実施等による高品質、低コスト生産を目指すとともにこれに対応した施設整備を進める。

②肉 用 牛

和牛を中心とした増頭を図り、本県銘柄牛「熊野牛」及び「紀州和華牛」のブランド化を進めるために、生産組織・生産地の育成に努める。肥育経営については、繁殖経営との間において肉用牛の地域内一貫生産

体系を進めるとともに、子牛産地からの素牛の安定的導入に努め肉用牛生産基盤の拡大を図る。

このため、飼養管理の省力化・粗飼料の生産利用促進を図るべく、飼養施設の改善及び機械の導入を行う。

③鶏

地域特性を活かした飼料給与や飼養管理により、特色ある鶏肉、鶏卵（うめたまご等）の生産性向上を図るため、施設整備並びに施設改善に努めるとともに、食鶏処理施設の近代化を促進する。

④豚

周辺環境との調和を図りながら、畜舎施設の改善及びふん尿処理機械の設置等、畜舎環境の整備を推進する。

⑤全畜種共通

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）」に基づき、家畜排せつ物の適正な管理に努めるとともに、堆肥流通地域協議会により、地域内堆肥流通システムを構築するなど家畜ふん堆肥の有効活用を推進し、経営規模や投資効果及び地域の実情に応じた堆肥舎等の施設の整備を促進する。

2. 広域整備の構想

農業振興地域における近代化施設の整備については、各地域の基幹作目及びその規模並びに集団化等により促進されなければならないが、消費動向、市場条件、輸送条件の変化に対応した地域内の整備にはおのずから限界があるため、広域的な見地から設置されることが望ましいと考えられる施設については積極的にその設置を誘導する。

（1）果実加工施設

加工による高付加価値化を推進するため、加工施設の充実と高度化を進める。

（2）農産物流通センター

広域的な統括機能を強化し、各地域内外の基幹作目とその他作目の集約・分別等の合理化を進め、物流の省力化やAIなどの最新技術の集出荷機能を備えた流通センターの整備を進める。

（3）共同育苗施設

産地振興に必要な種苗の安定的確保と育苗作業の省力化等による生産性の向上に取り組み、合理的な種苗供給を図る共同育苗施設の整備を進める。

（4）食鶏処理施設

中核産地におけるブロイラーの生産状況に対応した既設処理施設および廃鶏処理施設の整備を推進する。

（5）総合家畜市場

家畜取引の近代化と流通改善を図るため、県内の子牛生産状況や隣接府県の市場開催状況を考慮しつつ、現況家畜市場の再整備を進める。

（6）獣肉処理施設

有害鳥獣として捕獲したイノシシやシカを地域の貴重な食資源として活用するため、解体処理施設や食肉流通システムの整備を推進する。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

農業者の担い手の確保育成は農業の持続的な発展を図る重要な要素である。本県においても農業を持続可能な産業としていくため、和歌山県長期総合計画においては2026年度（令和8年度）までの10年間で新規就農者を1,800人確保する目標としている。

このことから、農林大学校を農家子弟等を中心とした農業後継者育成機関と位置づけ、先進的技術、経営手法に対応した高度で幅広い分野にわたる研修教育を行うとともに、県内農業系高校からの一貫した5年間の農業教育により、実践力ある農業の担い手を育成する。また、農林大学校及び就農支援センターにおいて、就農を希望する離職者等を対象に農業技術等を修得する社会人課程を実施する。さらに、就農支援センターでは、多様な担い手を育成するため、和歌山県内で農業を始めたい様々な人々を対象に、就農相談から農業技術修得、円滑な就農を総合的に支援する。このように、多様な就農ルートを通じた担い手の確保育成を効果的に行うための必要な施設整備を行う。

2. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

農林大学校、就農支援センターにおいては、既存の研修施設等の有効活用を図りつつ、多様な担い手が、最新の農業技術、知識を修得し、就農後安定的な農業経営を営むために必要な施設、機材等を適宜整備する。

3. 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

新規就農者を確保するため、Uターンや新規参入希望者を対象とした就農相談会や農業体験、技術習得のための研修会を実施するとともに、就農初期の経営を支えるための助成金・融資による経済的支援を推進する。また、担い手の中核となる農業士を育成して若年就農者への指導・相談体制の強化を図る。

加えて、優れた経営感覚や高い技術を持った担い手を育成するため、農林大学校の教育カリキュラムを充実させるとともに、農業経営の発展に必要な経営ノウハウを身につける講座を開催し、農業者の経営力の向上を図る。

また、農業法人等の組織経営体の育成や企業の農業参入、農協自らが行う農業経営を推進するとともに、高齢農家や兼業農家等の農作業負担の軽減や地域の優良農地の保全に寄与する農作業受託組織の育成を行う。

さらに、幼少期から地域農業への理解と関心を育むため、学校現場や地域において食育や農作業体験を推進する。

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1. 農業就業者の安定的な就業の促進の目標

担い手の経営基盤の強化を図るため、既存農家の法人化、企業の農業参入や農協の農業経営参画等を推進する。また、6次産業化の取組やグリーンツーリズムの促進など他分野と連携した農業の多面的な発展を図り、地元における安定的な就業機会の確保を進める。

2. 農村地域における就業機会の確保のための構想

(1) 農業経営の安定化

単一作物専作によるリスク回避のため、果樹・野菜・花きの複合経営を推進する。また、農業経営の法人化は、持続可能で安定した経営につながるとともに、新規就農希望者の受け皿となることから、法人化により家族型経営から雇用型経営への転換を進めるとともに、企業の農業参入を推進する。

(2) 農林水産物加工・販売施設の整備（高付加価値）

農林水産物をさらに付加価値の高い商品に加工し、販売する農業の6次産業化を進め、雇用の場の確保を図る。

(3) 他分野と連携した農業の推進

観光業と融合したグリーンツーリズムの促進や、学校教育における職業体験や教育旅行の推進、福祉分野との連携などにより農業の多面的な発展を図り、新たな地域産業の展開による就業機会の確保を進める。

(4) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等に基づく企業の計画的導入

就業機会の確保を目指す地域においては、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）等を活用し、農村地域における安定的な就業機会の確保を図る。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1. 生活環境施設の整備の必要性

本県の農山村は、若年層を中心に都市部へ流出し、人口減少が進んでいる。また、高齢化や兼業化、混住化が進行し、農業用水の汚濁や農業集落の諸機能や地域住民の相互扶助機能の低下等の問題が生じている。

このような状況の中で集落機能の担い手を確保し、農山村の活性化を図るには、生活の拠点でもある集落において農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備とともに、本県においては都市部からの移住・定住を進めるための施設整備も重要である。

これまでの施策により、社会基盤整備など地域格差の是正に一定の成果は上げられてきたが、依然として都市部に比べて格差があるため、引き続き対策を講じていく必要がある。

以上の観点から、地域住民の参加を得ながら地域に必要な施設等の整備を進め、農家あるいは非農家を含めた農村の連帯感の醸成はもとより、農業従事者の福祉の向上、健康増進、文化的活動の助長を図り、併せて地域における移住・定住条件の整備及び次代の農業を担う後継者の確保にも努めることとする。

2. 生活環境施設の整備の構想

前述の基本的な考えに基づき上記施設の整備の構想を定めるにあたっては、農用地利用計画との調整を図り、優良農用地の確保に十分留意するとともに、地域住民の意向を尊重するほか、次によりこれらの施設の適正かつ効率的な整備を図るものとする。

- (1) 農業集落は生活の中心であると同時に生産の拠点でもあるという特色を持ち合わせているため、施設の配置にあたっては適正な利用圏を設定するとともに、農道、一般道路との関連に十分留意する。
- (2) 計画の対象とする施設は整備の緊急度の高いものとし、利用見込み人口等を考慮した適正な規模であること。
- (3) 農村地域が持つ特色を活かし、広い空間、豊かな緑、清流を十分配慮しつつ、類似施設との機能分担を明確にし、併せて地域産物を極力活用するなど画一性を避けたものとする。
- (4) 整備する施設は、その受益者が主として農業従事者であるものを対象とするが、併せて農業従事者以外の居住者にとっても良好な生活環境の確保となるよう配慮するものとする。
- (5) 対象とする施設は当該施設を利用する住民の自主的な活動により、施設の維持、運営が適正に行われるよう配慮する。
- (6) 移住・定住を推進する市町村や団体・事業所との連携を強化し、都市部への情報発信の充実を図るとともに、移住者等が行う空き家改修を支援するなど農村地域で増加している空き家を活用する仕組みを構築していくことにより、移住・定住を更に推進する。